

## 公益社団法人狭山市シルバー人材センター会員就業規程

平成24年2月21日

規程第7号

改正 平成24年 4月17日 規程第22号 平成29年10月18日 規程第8号

平成31年 4月16日 規程第2号

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人狭山市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関する事項を定めることを目的とする。

### (センターにおける就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を發揮できる就業の機会を提供し、相互共助・共働の実を上げようとするものである。

2 会員は、就業に当たって社会的地位、門地、性別、信条、宗教、国籍等の理由で差別的扱いを受けない。

3 会員は、就業に際してあらかじめ第1号様式の就業確認書により、就業について確認を行った上で就業を開始するものとする。ただし、個人からの就業依頼にあってはこれを省略することができる。

一部改正 [平成29年規程第8号]

### (仕事の受注)

第3条 センターに置ける仕事の受注は、センターが一括して発注者から委託を受けその交渉にあたるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につく、直接の交渉当事者とならない。

### (仕事の配分手順等)

第4条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打ち合わせを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。

2 センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

3 会員は、就業報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事したうえ、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終了又は就業報告書締切期日後、速やかにセンターに提出しなければならない。

### (健康と能力に応じた就業と安全就業)

第5条 センターは、その受託した仕事との関係において就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供する

よう努力するものとする。

(就業上の留意事項)

第6条 会員は、就業にあたり相互に次の点に留意するものとする。

- (1) センターから提供された仕事について誠実に履行すること。
- (2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は速やかに第2号様式の就業辞退届によりセンターに届けること。
- (3) 就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利になることは他に漏らさないこと。
- (4) 就業に当たっては安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害防止に努めること。

一部改正 [平成29年規程第8号]

(共同作業の留意事項)

第7条 会員が共同作業をする場合は、前条までに規定する就業に関する定めに加え、次の点に留意するものとする。

- (1) 就業会員は、その中から班長を互選し、センターに報告すること。
- (2) 班長は就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携及び発注者との打合せなどにつき、センターに協力すること。
- (3) 就業会員は、作業の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (4) 就業会員は、常に明るい雰囲気の下で就業できるよう、共同責任分担の精神を持って努力すること。
- (5) 就業会員が、就業中、ケガをし、又は身体や健康状態が異常となるなど、若しくは、第9条に相当する事故が発生するなどの不測の事態が発生したときには、共同作業中の会員は、直ちに班長及びセンター又は発注者に連絡を行うなどの応急の措置を採るほか、第3号様式の事故報告書により理事長に報告すること。

一部改正 [平成29年規程第8号]

(傷害保険)

第8条 会員の就業中などにおける死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

2 傷害者、共同作業員又は会員の家族は、事故後、遅滞なく第3号様式の事故報告書によりその内容等をセンターに届けて指示に従うものとする。

一部改正 [平成31年規程第2号]

(損害保険)

第9条 会員が、就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財産に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。ただし、会員は、当該保険の免責額に

ついて、損害を与えたときの状況を斟酌して理事長が定める1千円、2千円又は3千円のいずれかの金額をその責めとして負うものとする。

2 会員の故意又は重大な過失により前項の損害を与えたとき、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したときなど「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

3 前条第2項の規定は、本条の場合に準用する。

一部改正〔平成31年規程第2号〕

#### 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成24年4月23日から施行する。

#### 附 則

この規程は、理事会の承認のあった日（平成29年10月18日）から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。